

## 1、対象者

- (1) 横浜分処は原則住民票が神奈川県もしくは静岡県の方の受付になります
- (2) 教育部認定の大学付属の語学センターで中国語を勉強する方  
(教育部の認定を受けている学校は、[教育部認定の語学センター一覧表](#)をご参照下さい)

## 2、必要書類[申請注意事項も併せてご参考ください]

- (1) パスポート: 原本とコピー1通  
申請時において残存期間6ヶ月以上
- (2) 申請書: 1通 [https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA\\_EVISA/](https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_EVISA/)  
申請前に各自上記専用WEBサイトでオンライン登録及び印刷して持参すること↓  
サイン欄に本人の署名、未成年者は保護者も署名すること
- (3) 証明写真: 2枚<規定に合わない写真は一律再提出>  
・規格詳細は[こちら](#)  
・縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から顎までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの
- (4) 入学許可書: 原本とコピー1通
- (5) 銀行残高証明書: 原本1通/最近3ヶ月以内に発行  
・残高50万円以上で本人名義(未成年は両親可)のもの  
・「教育省華語文奨学金」を受けた方は、代わりに奨学金証明書原本とコピー1通を用意すること
- (6) 学習計画書: 1通(所定用紙あり)
- (7) 往復航空券の予約確認書またはEチケット: コピー1通  
日付、氏名、便名が明記されていること
- (8) VISA費用: 最新の手数料一覧表参照
- (9) (未成年者のみ提出) 下記の保護者書類: 1通ずつ
  - 1 保護者同意書: 手書きでサインをすること(所定用紙あり)
  - 2 保護者身分証: パスポートまたは運転免許証両面コピー(空白部分に手書きサイン)
  - 3 住民票: 最近3ヶ月以内に発行されたもの、世帯全員記載の全部事項証明書
 ※ビザの申請書の申請者署名横の空欄に保護者の方もサインをお願いいたします。  
例: 鈴木花子(母)、鈴木一郎(父)
- (10) (「教育部華語文奨学金」6ヶ月以上の受賞者の方のみ) 健康診断書: 原本1通  
居留ビザになります



## 3、注意事項:

- (1) 入境期限を超えて滞在する場合は、現地の内政部移民署で延長手続きをお願いします。
- (2) 連続して満4ヶ月以上在学し、尚且つ3ヶ月分以上の学費を納めた場合、外交部領事事務局で居留ビザへの切り替え申請ができます。詳しくは、各申請機関に確認して下さい。
- (3) 申請者本人または代理人が申請し、必要に応じて、上記以外の書類提出または審査官による面接をする場合があります。
- (4) 旅行会社の方が代理申請する場合は、社員証(外務員証等)の原本と両面コピー1通をお持ち下さい。旅行会社を通さない場合は、委任状と代理人の身分証明が必要です。